

【官民連携政策課】平成30年度 官民連携事業の導入に関する支援メニュー



(注) 今回募集は平成30年度予算の成立を前提に行うものであり、国会における予算審議の状況によっては調査・検討及び助成事業の内容等を変更する場合があります。

		先導的官民連携支援事業		地域プラットフォーム形成支援		官民連携モデル形成支援
		(イ)事業手法検討支援型	(ロ)情報整備支援型	(イ)個別案件型	(ロ)案件創出型	
支援対象		・地方公共団体等 (地方公共団体、独立行政法人、公共法人)		・地方公共団体等 ・地方公共団体等を構成員として含む構成体 ※(ロ)については、基礎自治体を跨ぐ広域的なプラットフォームを形成するものに限る。		・中小規模の地方公共団体 (概ね人口20万人未満の市町村)
	概要					
支援内容	概要	先導的な官民連携事業の導入検討に必要な調査委託費を助成		個別案件を題材としたプラットフォームの形成・活用を通じて、案件の事業化に必要な調査・検討等を支援		広域的なプラットフォームの形成・活用を通じて、個別案件の創出を支援
	形態	定額補助		国の委託調査 (国交省契約のコンサルを活用)		
	支援額	上限2,000万円/件 ※(ロ)については、都道府県及び政令指定都市にあっては、コンセッション事業に関するものを除き、補助率1/2		上限800万円程度/件	上限600万円程度/件	上限1,100万円程度/件
期間	1年		2年程度		2～3年程度	

- ①～④の事業を実施するに当たって必要となる調査・検討、関係資料の作成等を支援
- ①分野連携による官民連携事業
 - ②広域連携による官民連携事業
 - ③民間の収益事業と一体となって実施する公共施設等の整備・活用事業
 - ④その他他の地域で活用できる新たなスキームを構築する官民連携事業